	令和6年11月15日				
		資 料 提 供			
担当課	教育委員会	総務課 吉村(内線3668 直通TeL073-441-3640)			

# 不正行為等通報の受理・処理状況について

令和6年10月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### 1 教育委員会の通報の件数

#### (1)通報者別

通報者	件 数(内匿名)
県民等	1(1)
職員等	1(1)
計	2(2)

#### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	2
郵便•FAX	0
その他	0
計	2

#### 2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

	通 報 内 容	処 理 状 況		
(1	ある中学校では、出張した職員に旅費を支給していない。	通報内容について、当該校を所管する市町村 教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、 当該事実は認められなかったとの報告を 受けた。		
(2	ある所属では時間外に長時間の雑談をして残業して おり、超過勤務手当を不正受給しているのではないか。 また、業務時間内に長時間の雑談をしている所属も ある。	調査の結果、不正受給に該当する事実は認められなかった。当該所属長は、定時退庁や 勤務時間中は業務に集中して取り組むことを 職員へ周知した。		

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)瞬 🖹	員の不正∙	ᅑᄴᄽᄚ	1-22-77 1十	クテ カー	・朗オス	±.M
\ I / ABX. E	まひとりいエニュ	コンコルチ	いかえは	1 1 2001 -	コモコソ つい	てりひノ

1 ②

## (2)県の行政事務処理、その他に関するもの

1 ①

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	2
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	2 1 2
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	0
(3)調査を継続中としたもの	0
(4)不受理としたもの	0